

『四條畷市キャリアアップ補助金』申請パターン

(別紙2)

※複数の申請パターンがあるため、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

年度内に学習が終わる場合

①学習を行う場合

X年度



②学習+学習終了後にすぐに資格取得した場合

X年度



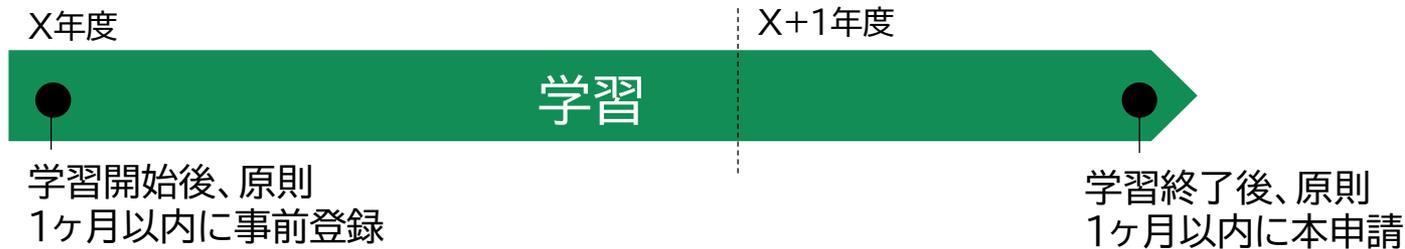
③学習から資格取得に期間が空いた場合

X年度



年度内に学習が終わらない場合

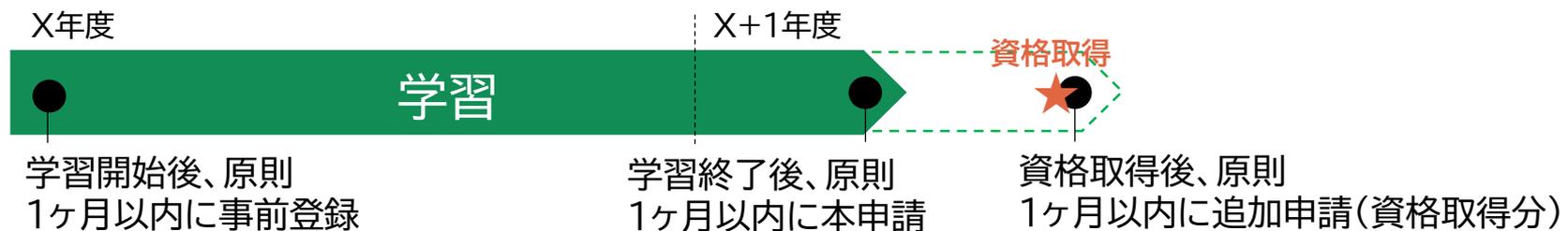
①学習を行う場合



②学習+学習終了後にすぐに資格取得した場合



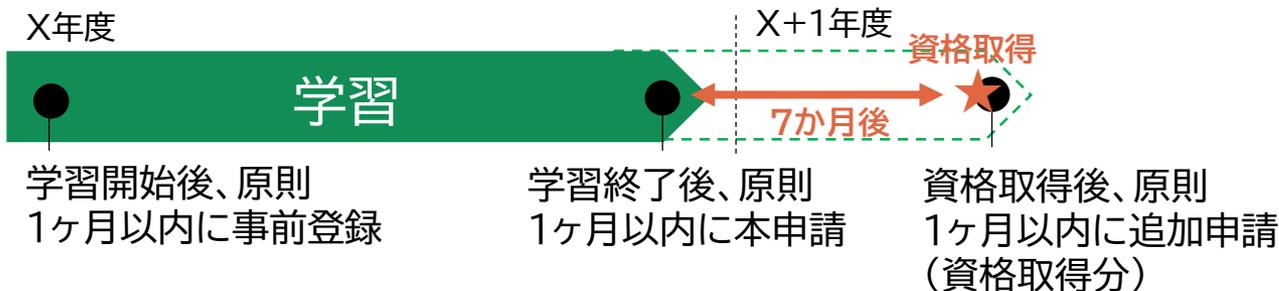
③学習から資格取得に期間が空いた場合



※ただし、年度ごと(1年生、2年生のように)に支払が生じるものについては、年度ごとに事前登録、本申請を行うこと。

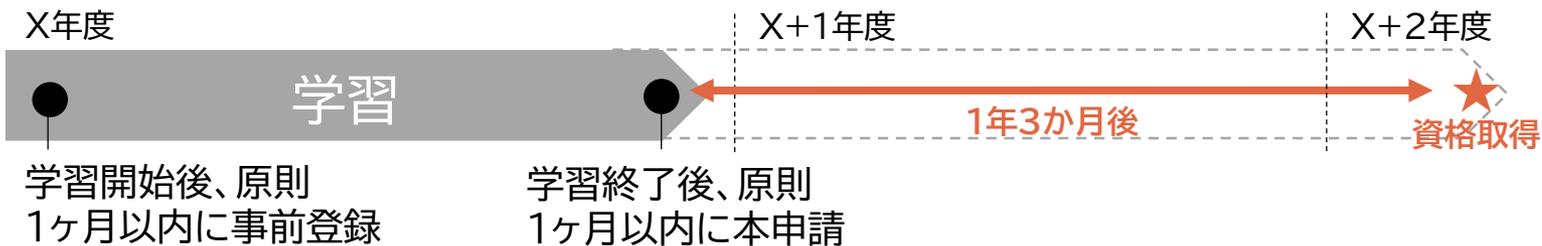
年度内に学習が終わらない場合

④学習終了後から年度を跨ぎ、資格取得した場合



- ※④の場合、学習終了から**1年以内に取得した資格のみ追加申請(資格取得分)対象**とします
- ※追加申請の際、資格取得までに追加で学習費用が発生した場合は、併せて申請が可能です
- ※この場合、X年度に申請済みの学習対象経費も20%上乘せの対象となります

【要注意】この場合は、資格取得分の追加補助の対象となりません



令和6年10月1日以前から学習している場合

①学習を行う場合

令和6年度



②学習+学習終了後にすぐに資格取得した場合

令和6年度



③学習から資格取得に期間が空いた場合

令和6年度



令和6年4月以前に学習を開始している場合

①学習を行う場合



②学習+学習終了後にすぐに資格取得した場合



③学習から資格取得に期間が空いた場合

